

保保発1202第1号
保国発1202第1号
保高発1202第1号
保医発1202第1号
社援地発1202第1号
こ支虐第446号
令和6年12月2日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
後期高齢者医療主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長
全国健康保険協会理事長
健康保険組合理事長
健康保険組合連合会長
社会保険診療報酬支払基金理事長
国民健康保険中央会長
地方厚生（支）局長
各都道府県
指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長
中核市
各都道府県
指定都市 児童福祉主管部（局）長
児童相談所設置市

殿

厚生労働省保険局保険課長
厚生労働省保険局国民健康保険課長
厚生労働省保険局高齢者医療課長
厚生労働省保険局医療課長
厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
こども家庭庁支援局虐待防止対策課長
（公印省略）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の
一部を改正する法律等の施行に伴う保険局及び社会・援護局関係通知の
一部改正について(抄)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一

部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 260 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 119 号）、国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年財務省令第 64 号）、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和 6 年内閣府、総務省、文部科学省令第 5 号）及び私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年文部科学省令第 32 号）（以下これらを「改正法等」という。）は、令和 6 年 12 月 2 日から施行されることとされたところです。

これらの施行に伴い、厚生労働省保険局より発出された通知についても、別添のとおり所要の改正を行い、同日から適用することとしましたので、その旨御了知の上、管内の関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

なお、改正法等の施行の前に厚生労働省より発出された通知等において改正等による改正前の条項及び字句を引用しているものにあつては、「被保険者証（の）記号・番号」等の記載がある場合は、適宜「被保険者（等）記号・番号」等と読み替えるものとし、その他必要に応じて改正後の条項及び字句に読み替えることとします。また、改正法等の規定により施行後もなお有効とされた被保険者証、組合員証及び加入者証（以下「被保険者証等」という。）並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者資格証明書の取扱いについては、当該被保険者証等並びに国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者資格証明書が有効な間はなお従前の例によることとします。

さらに、改正法等の施行に伴い、「資格証明書世帯に属する高校生世代以下の子どもに対する短期被保険者証の交付について」（平成 22 年 5 月 26 日保国発 0526 第 1 号・雇児総発 0526 第 1 号）については廃止することとします。

○ 保険医療機関等において本人確認を実施する方法について（令和2年6月27日保保発 0110 第1号/保国発 0110 第1号/保高発 0110 第1号/保医発 0110 第1号）

新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	現行
<p>第1 基本的な考え方</p> <p>1 本人確認の必要性について</p> <p>(1) 医療保険制度の健全運営を維持する観点 医療保険制度は、保険料を納付することで保険給付が受けられる仕組み（資格確認書は適切に保険料を納付している者であることから、他人の資格確認書を流用者として明らかにする証）であることから、他人の保険給付がなされた受診が行われた場合には、保険料の納付なしで保険給付がなされることとなるため、持続的な保険財政の確保の観点から問題が生じる。また、保険料を適切に納付している被保険者の医療保険制度への信頼感を損なうおそれがあること。</p> <p>(2) 保険医療機関等を受診する患者の医療安全の観点 過去に資格確認書記載の本人が受診したことがある保険医療機関等において、他人が偽って受診した場合、過去の診療記録を基に医療が提供された結果、身体に異常を来すことなどのおそれがあること。</p> <p>(3) 犯罪被害を防ぐ観点 他人の資格確認書を流用した受診は、詐欺罪（刑法第 246 条）等に当たり得ること。</p> <p>2 対応方針 2020 年度のオンライン資格確認の運用開始に伴い、マイナンバーカードの IC チップの読み取りによりオンライン資格確認を行う保険医療機関等においては、マイナンバーカードによる本人確認が可能となる。 一方、各保険医療機関等がオンライン資格確認を導入し、患者によるマイナンバーカードの提示が普及するまでの対応として、保険医療機関等が必要と判断する場合には、<u>資格確認書とともに本人確認書類の提示を求める</u>ことができること。</p> <p>第2 保険医療機関等において資格確認書により資格確認を行う際の本人確認の具体的な方法について</p>	<p>第1 基本的な考え方</p> <p>1 本人確認の必要性について</p> <p>(1) 医療保険制度の健全運営を維持する観点 医療保険制度は、保険料を納付することで保険給付が受けられる仕組み（被保険者証は適切に保険料を納付している者であることから、他人の被保険者証を流用者として明らかにする証）であることから、他人の被保険者証を流用した受診が行われた場合には、保険料の納付なしで保険給付がなされることとなるため、持続的な保険財政の確保の観点から問題が生じる。また、保険料を適切に納付している被保険者の医療保険制度への信頼感を損なうおそれがあること。</p> <p>(2) 保険医療機関等を受診する患者の医療安全の観点 過去に被保険者証記載の本人が受診したことがある保険医療機関等において、他人が偽って受診した場合、過去の診療記録を基に医療が提供された結果、身体に異常を来すことなどのおそれがあること。</p> <p>(3) 犯罪被害を防ぐ観点 他人の被保険者証を流用した受診は、詐欺罪（刑法第 246 条）等に当たり得ること。</p> <p>2 対応方針 2020 年度のオンライン資格確認の運用開始に伴い、マイナンバーカードの IC チップの読み取りによりオンライン資格確認を行う保険医療機関等においては、マイナンバーカードによる本人確認が可能となる。 一方、各保険医療機関等がオンライン資格確認を導入し、患者によるマイナンバーカードの提示が普及するまでの対応として、<u>保険医療機関等が必要と判断する場合には、被保険者証とともに本人確認書類の提示を求める</u>ことができること。</p> <p>第2 保険医療機関等における本人確認の具体的な方法について</p>

保険医療機関等において、窓口での本人確認の必要性が高いと考える場合は、過去の診療履歴等により本人であることが明らかでない事例や本人確認書類の提示が困難な子どもの事例など、一定のケースを除いて、外来患者に幅広く本人確認書類の提示を求めることができる。その際、本人確認が恣意的に行われることで患者に混乱が生じることがないよう、以下の点に留意して本人確認を行う。

なお、上記のような幅広い範囲での本人確認を実施しない保険医療機関等においても、例えば、過去の診療履歴等に照らして血液型や身長が違っているなど、本人であることに合理的な疑いがある場合に、個別に本人確認を行うことは差し支えない。

(1) (略)

(2) 提示された資格確認書が本人のものでないと判断される場合には、当該資格確認書を用いた保険診療は認められないが、すべての患者が顔写真付きの本人確認書類を所持しているわけではないことに鑑み、本人確認書類が提示されなかったことのみをもって保険診療を否定しないこと。

(3) (略)

第3 (略)

保険医療機関等において、窓口での本人確認の必要性が高いと考える場合は、過去の診療履歴等により本人であることが明らかでない事例や本人確認書類の提示が困難な子どもの事例など、一定のケースを除いて、外来患者に幅広く本人確認書類の提示を求めることができる。その際、本人確認が恣意的に行われることで患者に混乱が生じることがないよう、以下の点に留意して本人確認を行う。

なお、上記のような幅広い範囲での本人確認を実施しない保険医療機関等においても、例えば、過去の診療履歴等に照らして血液型や身長が違っているなど、本人であることに合理的な疑いがある場合に、個別に本人確認を行うことは差し支えない。

(1) (略)

(2) 提示された被保険者証が本人のものでないと判断される場合には、当該被保険者証を用いた保険診療は認められないが、すべての患者が顔写真付きの本人確認書類を所持しているわけではないことに鑑み、本人確認書類が提示されなかったことのみをもって保険診療を否定しないこと。

(3) (略)

第3 (略)